

令和2年5月27日

臨時休館に伴うご案内

いつも昭和スポーツセンターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月2日（月）から休館させていただいておりましたが、6月1日（月）から再開となります。

臨時休館中のご利用料金の取り扱いに関しまして、下記の通りご確認ください。

1. 専用利用（競技場・軽運動室・会議室）の還付について

現金使用確定（前納）のご利用者様は全額還付いたします。

休館中は開場時間が異なります。お手続きをご希望される際は、事前にお問い合わせください。

手続きの際は、お支払時にお渡しした利用券兼領収書とご予約者様の印鑑をお持ちください。

還付対象 令和2年2月20日～令和3年3月31日までの現金使用確定のご利用者様

2. トレーニング室・プール共通定期券の対応について

2月28日以前に購入した共通定期券の臨時休館に伴う取扱いにつきましては、1月券・1年券ともに臨時休館期間相当分を延長いたします。延長手続きは再開館後、受付へお手持ちの共通定期券をお持ちいただきますようお願いいたします。また、破棄してしまった定期券については券面が確認できないため再発行することができません。何卒ご了承くださいませ。

期間延長対象 令和2年2月28日以前に購入で有効期限が臨時休館にかかっている定期券(月・年)

3. 定期教室ご受講料について

平成31年度(令和元年度)第3期定期教室ご受講者様は休館期間中の教室受講料を返金させていただきます。手続きの際は受講料のお支払時にお渡しした要項兼領収書または身分証明書と印鑑をお持ちください。

また、**休館延長に伴い令和2年度第1期定期教室の中止とさせていただきます。**

受講料の返金ご対応方法については第3期と同様になります。

ご不調の際はご来館をお控えくださいませ。

ご来館の際は、マスクの着用にご協力くださいませ。何卒よろしくお願いいたします。